

# 特定非営利活動法人グリーンハート会定款

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人グリーンハートという。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都国分寺市に置く。

### (目 的)

第3条 この法人は、さまざまな障がいのある人とその家族に対して、自分の住んでいる地域で生まれてから高齢者になるまで一貫した子育てのできる環境を作るために、その年齢に応じて生活支援事業を通しかかわりあいながら、家族と学校に偏りがちな子供たちに放課後の活動の場を提供することで経験を共有し、生活の幅を広げ、市内にある相談事業者同士がうまく連携できるよう働きかけをし、一貫した支援ができるようつとめる。さらに、そうした活動を通し、多くの一般市民の方にかかわってもらうことで市民への啓発も促し、ばらばらに存在する事業所や一般市民とのコラボレーション事業を行い、地域と福祉の充実と子どもの健全育成、社会教育の増進に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は上記の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る事業
- (2) 社会教育の推進を図る事業
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### (事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業
- (2) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- (3) 年齢に応じた一貫した相談支援
- (4) 市民への障害者の理解・啓発事業
- (5) 一般市民とのコラボレーション企画事業
- (6) 地域生活支援事業
- (7) 障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業
- (8) 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
- (9) その他この法人の目的を達成するための事業

2 その他の事業として次の事業を行う。

- (1) 寄附品等による物品の販売事業
- (2) 弁当等の製造販売事業

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

## 第2章 会 員

### (種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

### (入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

### (入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

### (退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

### (除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
  - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

## 第3章 役 員

### (種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上7人以内
  - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち1人を理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第4章 会 議

(種 別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び収支予算
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任及び解任
- (7) 役員の職務
- (8) 会費の額
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 解散における残余財産の帰属
- (11) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
  - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
  - (3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第27条 各正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

## 第5章 資 産

(構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の2種とする。

(管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第6章 会 計

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計、その他の事業会計の2種とする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画書及びこれに伴う活動予算書は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第45条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第7章 定款の変更、解散及び合併

### (定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

### (解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

### (残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

### (合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第8章 公告の方法

### (公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページ上において行う。

## 第9章 事務局

### (事務局の設置)

第54条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。  
2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

### (職員の任免)

第55条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。



(組織及び運営)

第56条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第10章 雑 則

(細 則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	本間 浩子
理 事	村松 眞貴子
理 事	羽地 ひろみ
理 事	佐藤 俊江
理 事	宇根 澄子
理 事	中森 美都子
監 事	小林 千栄子
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成24年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成24年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)年会費	正会員	(個人・団体)	3,000円
	賛助会員	(個人・団体)	一口2,000円(1口以上)

# 令和6年度 事業計画書案

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

特定非営利活動法人グリーンハート

## 1 事業実施の計画

放課後等デイサービスは10月には12年目に入り卒業した後の子供たちの生活についても気になるところで、卒後の活動も模索していきたい。また、前年度同様の事業運営を踏襲しつつ新たに相談支援議場所を本格的に立ち上げ、子供たちの成長を側面から応援できるようにしたい。

製造販売事業は一定認識されてきているのだが、販売数は今が限界と感ずるので無理をしないように続けていかれるようにしていきたい。

## 2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利に係る事業

(事業費の総費用【37281】千円)

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	事業費の額(千円)
障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業	市の委託を受け日中預かり事業「クローバー」を行う。 成人の余暇支援の場ハンモックの開催	・月一土曜日 9時から17時まで 月一回 希望者があれば実施	市内事務所	4人  2人	国分寺市内知的障害児・者 10人	1200
市民への障害者の理解・啓発事業	会報の作成 地域の活動に参加	年1回程度  参加できるものがあれば参加	会報の作成	3人	一般市民  30人	10 10
児童福祉法に基づく障害児通所支援事業	知的障害児の、学校放課後や夏休みに、カリキュラムを考え指導する事業を行う。 職員のスキルアップをする。	月一土曜日	「ツリーハウス内」・ 「ツリーハウス」Liko等	10人	知的障害児 ともに定員 10人	34561
障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業	国分寺市からの指定を受け、障害がある方々の、福祉サービスの利用希望を聴きとり、利用計画を作成し、モニタリング等を通じた、他機関と連携し、生活が豊かに過ごせるよう支援する。	週5日	市内事務所	2人	知的障害児 10人/月	1500
児童福祉法に基づく障害児相談支援事業	国分寺市からの指定を受け、障害児童の方々の、福祉サービスの利用希望を聴きとり、利用計画を作成し、モニタリング等を通じた、他機関と連携し、障害児童の成長を支援、生活が豊かに過ごせるよう支援する。	週5日	市内事務所	2人	知的障害児 10人/月	1500

## (2) その他の事業

(事業費の総費用【1006】千円)

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者人数	事業費の額 (千円)
寄付品等による物品販売事業	年一回開催寄付物品を募り販売する。	年1回	法人事務所	2	10
弁当等の製造販売	厨房にて毎週火曜日と木曜日にお弁当を製造し販売した。定期曜日以外でできることに取り組む。	火曜日・木曜日 他	法人厨房	5人	140

# 令和7年度 事業計画書案

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人グリーンハート

## 1 事業実施の計画

放課後等デイサービスは例年通り定員10名で、満員状態が続いて行くものと思われ、虐待防止や支援技術を高めていきたい。また、日中一時支援、成人の余暇活動は今まで通りニーズに合わせ活動を続けていき、余裕があればデイサービスの卒業生を対象とした活動も考えていきたい。

相談支援事業は、ニーズの高さを鑑み相談支援員を他事業所との兼任で増やしていかなければと考える。

## 2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利に係る事業

(事業費の総費用【37281】千円)

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	事業費の額(千円)
障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業	市の委託を受け日中預かり事業「クローバー」を行う。  成人の余暇支援の場ハンモックの開催	・月一土曜日 9時から17時まで 月一回 希望者があれば実施	市内事務所	4人  2人	国分寺市内知的障害児・者 10人	1200
市民への障害者の理解・啓発事業	会報の作成  地域の活動に参加	年1回程度  参加できるものがあれば参加		3人	一般市民  30人	10 10
児童福祉法に基づく障害児通所支援事業	知的障害児の、学校放課後や夏休みに、カリキュラムを考え指導する事業を行う。 職員のスキルアップをする。	月一土曜日	「ツリーハウス内」・ 「ツリーハウス」Liko等	10人	知的障害児 ともに定員 10人	34561
障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業	障害がある方々の、福祉サービスの利用希望を聴きとり、利用計画を作成し、モニタリング等を通じた、他機関と連携し、生活が豊かに過ごせるよう支援する。	週5日	市内事務所	3人	知的障害児 10人/月	2000
児童福祉法に基づく障害児相談支援事業	障害児童の方々の、福祉サービスの利用希望を聴きとり、利用計画を作成し、モニタリング等を通じた、他機関と連携し、障害児童の成長を支え、生活が豊かに過ごせるよう支援する。ご家族によるセルフプランを減らしたい。	週5日	市内事務所	3人	知的障害児 10人/月	2000

## (2) その他の事業

(事業費の総費用【1006】千円)

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者人数	事業費の額(千円)
寄付品等による物品販売事業	年一回開催寄付物品を募り販売する。	年1回	法人事務所	2	10
弁当等の製造販売	厨房にて毎週火曜日と木曜日にお弁当を製造し販売した。定期曜日以外でできることに取り組む。	火曜日・木曜日 他	法人厨房	5人	140

6年度 活動予算書（その他事業がある場合）

特定非営利活動法人グリーンハート

(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
	金額	小計・合計	金額	小計・合計	
<b>(A) 経常収益</b>					
1 受取会費		42,000		0	42,000
正会員受取会費	42,000				
賛助会員受取会費					
2 受取寄附金		22,000		0	22,000
受取寄附金	22,000				
施設等受入評価益					
3 受取助成金等		0		0	0
受取補助金					
4 事業収益		38,000,000		1,502,000	39,502,000
障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業収益	1,000,000				
児童福祉法に基づく障害児通所支援事業収益	35,000,000				
年齢に応じた一貫した相談支援	0				
市民への障害者の理解・啓発事業収益	0				
一般市民とのコラボレーション企画事業	0				
地域生活支援事業	0				
障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業	1,000,000				
児童福祉法に基づく障害児通所支援事業収益	1,000,000				
寄付品等による物品の販売事業			2,000		
弁当等の製造販売事業			1,500,000		
5 その他の収益		1		0	1
受取利息					
<b>経常収益計</b>		<b>38,064,001</b>		<b>1,502,000</b>	<b>39,566,001</b>
<b>(B) 経常費用</b>					
1 事業費					
(1) 人件費		27,210,000		450,000	27,660,000
給料手当	24,300,000		450,000		
賞与	1,000,000				
法定福利費	1,880,000				
福利厚生費	30,000				
(2) その他経費		10,071,650		556,000	10,627,650
仕入高			420,000		
諸謝金	20,000				
旅費交通費	500,000		5,000		
車両費	450,000				
通信運搬費	267,850				
消耗品費	460,000				
修繕費	20,000				
水道光熱費	460,000		70,000		
地代家賃	6,008,000				
貸借料(空気清浄機リース)	1,200,000				
保険料	550,000		60,000		
租税公課	15,000				
支払手数料	40,000		1,000		
研修費	10,000				
外注費	20,000				
広告宣伝費	40,000				
諸会費	10,800				
支払い報酬					
雑費					
<b>事業費計</b>		<b>37,281,650</b>		<b>1,006,000</b>	<b>38,287,650</b>
2 管理費					
(1) 人件費		0		0	0
役員報酬					
給料手当					
退職給付費用					
福利厚生費					
(2) その他経費		512,000		0	512,000
リース料	300,000				
消耗品費	60,000				
通信費	3,000				
修繕費	10,000				
通信運搬費	30,000				
水道光熱費	32,000				
租税公課	70,000				
諸会費	7,000				
<b>管理費計</b>		<b>512,000</b>		<b>0</b>	<b>512,000</b>
<b>経常費用計</b>		<b>37,793,650</b>		<b>1,006,000</b>	<b>38,799,650</b>
当期経常増減額【A】-【B】・・・①		270,351		496,000	766,351
<b>(C) 経常外収益</b>					
固定資産売却益					
過年度損益修正益					
<b>経常外収益計</b>		<b>0</b>		<b>0</b>	<b>0</b>
<b>(D) 経常外費用</b>					
固定資産売却損					
災害損失					
過年度損益修正損					
<b>経常外費用計</b>		<b>0</b>		<b>0</b>	<b>0</b>
当期経常外増減額【C】-【D】・・・②		0		0	0
経理区分振替額・・・③			496,000	-496,000	
税引前当期正味財産増減額(1)+(2)+(3)・・・④		766,351		0	766,351
法人税、住民税及び事業税・・・⑤					70,000
前期繰越正味財産額・・・⑥					9,440,404
次期繰越正味財産額④-⑤+⑥					10,136,755

7年度 活動予算書（その他事業がある場合）

特定非営利活動法人グリーンハート

(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
	金額	小計・合計	金額	小計・合計	
<b>(A) 経常収益</b>					
1 受取会費		42,000		0	42,000
正会員受取会費	42,000				
賛助会員受取会費					
2 受取寄附金		22,000		0	22,000
受取寄附金	22,000				
施設等受入評価益					
3 受取助成金等		0		0	0
受取補助金					
4 事業収益		39,000,000		1,502,000	40,502,000
障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業収益	1,000,000				
児童福祉法に基づく障害児通所支援事業収益	35,000,000				
年齢に応じた一貫した相談支援	0				
市民への障害者の理解・啓発事業収益	0				
一般市民とのコラボレーション企画事業	0				
地域生活支援事業	0				
障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業	1,500,000				
児童福祉法に基づく障害児通所支援事業収益	1,500,000				
寄付品等による物品の販売事業			2,000		
弁当等の製造販売事業			1,500,000		
5 その他の収益		1		0	1
受取利息					
<b>経常収益計</b>		<b>39,064,001</b>		<b>1,502,000</b>	<b>40,566,001</b>
<b>(B) 経常費用</b>					
1 事業費					
(1) 人件費		27,210,000		450,000	27,660,000
給料手当	24,300,000		450,000		
賞与	1,000,000				
法定福利費	1,880,000				
福利厚生費	30,000				
(2) その他経費		10,071,650		556,000	10,627,650
仕入高			420,000		
諸謝金	20,000				
旅費交通費	500,000		5,000		
車両費	450,000				
通信運搬費	267,850				
消耗品費	460,000				
修繕費	20,000				
水道光熱費	460,000		70,000		
地代家賃	6,008,000				
賃借料(空気清浄機リース)	1,200,000				
保険料	550,000		60,000		
租税公課	15,000				
支払手数料	40,000		1,000		
研修費	10,000				
外注費	20,000				
広告宣伝費	40,000				
諸会費	10,800				
支払い報酬					
雑費					
<b>事業費計</b>		<b>37,281,650</b>		<b>1,006,000</b>	<b>38,287,650</b>
2 管理費					
(1) 人件費		0		0	0
役員報酬					
給料手当					
退職給付費用					
福利厚生費					
(2) その他経費		512,000		0	512,000
リース料	300,000				
消耗品費	60,000				
通信費	3,000				
修繕費	10,000				
通信運搬費	30,000				
水道光熱費	32,000				
租税公課	70,000				
諸会費	7,000				
<b>管理費計</b>		<b>512,000</b>		<b>0</b>	<b>512,000</b>
<b>経常費用計</b>		<b>37,793,650</b>		<b>1,006,000</b>	<b>38,799,650</b>
<b>当期経常増減額 (A) - (B) ...①</b>		<b>1,270,351</b>		<b>496,000</b>	<b>1,766,351</b>
<b>(C) 経常外収益</b>					
固定資産売却益					
過年度損益修正益					
<b>経常外収益計</b>		<b>0</b>		<b>0</b>	<b>0</b>
<b>(D) 経常外費用</b>					
固定資産売却損					
災害損失					
過年度損益修正損					
<b>経常外費用計</b>		<b>0</b>		<b>0</b>	<b>0</b>
<b>当期経常外増減額 (C) - (D) ...②</b>		<b>0</b>		<b>0</b>	<b>0</b>
<b>経理区分振替額 ...③</b>		<b>496,000</b>		<b>-496,000</b>	
<b>税引前当期正味財産増減額 (1)+(2)+③ ...④</b>		<b>1,766,351</b>		<b>0</b>	<b>1,766,351</b>
法人税、住民税及び事業税 ...⑤					70,000
前期繰越正味財産額 ...⑥					9,440,404
<b>次期繰越正味財産額 ④-⑤+⑥</b>					<b>11,136,751</b>